

鳥取県新型コロナウイルス感染症 対策本部（第6回）

日時：令和2年4月16日（木）午後10時00分～

場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）ほか
＜感染拡大防止のため部屋を分散して参加＞
※各総合事務所、関係市町村とテレビ会議を接続
※各市町村、消防局には衛星配信を実施

出席：知事、副知事、統轄監

令和新時代創造本部、交流人口拡大本部、危機管理局、総務部
地域づくり推進部、福祉保健部、子育て・人財局、生活環境部
商工労働部、農林水産部、県土整備部、会計管理者、企業局
病院局、教育委員会、警察本部
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所
日野振興センター、鳥取市保健所、自衛隊鳥取地方協力本部
アドバイザー 鳥取大学 景山教授

議 題

- ◆緊急事態宣言について
- ◆県の取組について
- ◆県民へのメッセージについて
- ◆その他

国内における感染者数

国内における感染者数

8,761人(46都道府県)

※クルーズ船 712人
 チャーター便 14人
 検疫時等 135人

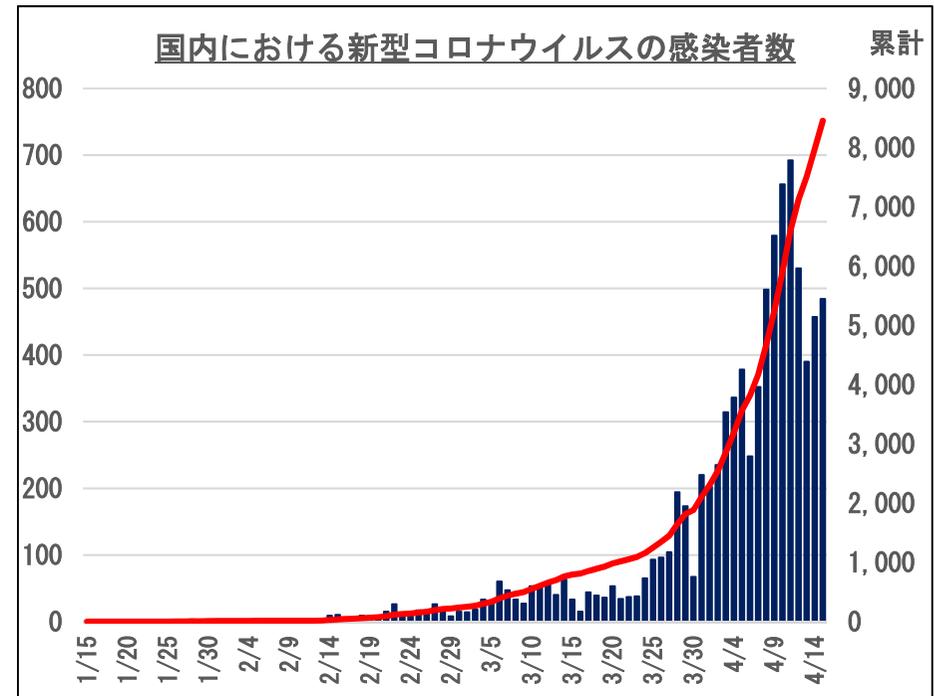
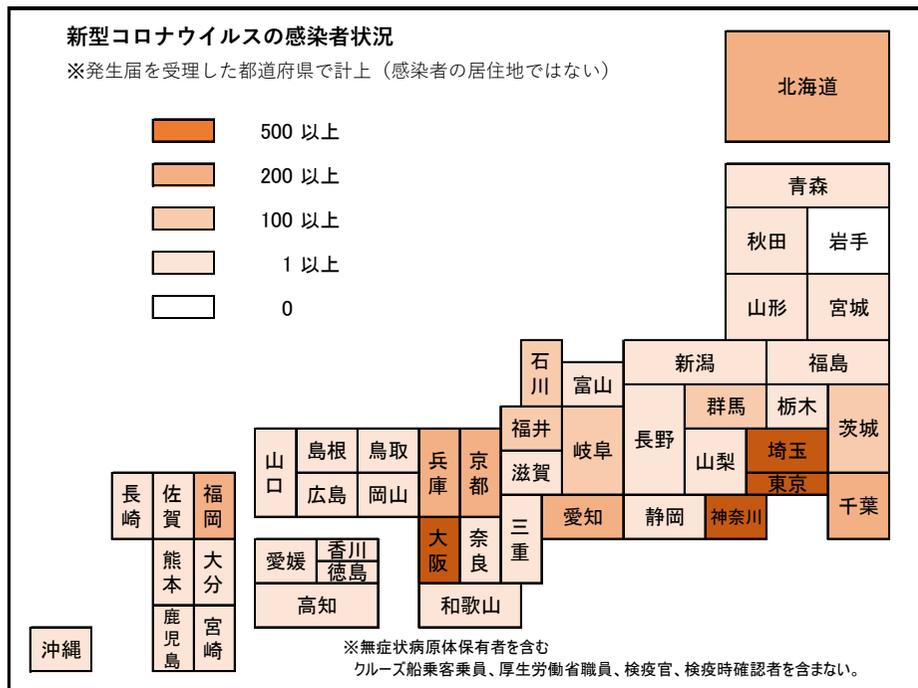
総計 9,622人

本県における現状

○感染者数 1名(4/10)のみ

○PCR検査件数(4/15現在) 478件

○発熱・帰国者・接触者相談センターへの相談件数(4/15現在)
 5,823件(東部2,707件、中部769件、西部2,347件)



※図、グラフは、4/15現在の本県独自の集計により作成

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の概要

令和2年4月7日の緊急事態宣言

○緊急事態宣言を実施すべき期間

令和2年4月7日～5月6日

○緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域

令和2年4月16日の緊急事態宣言

○緊急事態宣言を実施すべき期間

令和2年4月16日～5月6日

○緊急事態措置を実施すべき区域

全都道府県

※感染拡大防止の取組を重点的に進める13都道府県

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、

福岡県、北海道、茨城県、石川県、愛知県、岐阜県、京都府

対象地域の知事に付与される権限の概要

- 不要不急の外出の自粛要請
- 学校や福祉施設、映画館、百貨店など大規模施設の使用制限の要請・指示
- 大規模イベントの開催制限の要請・指示
- 臨時医療施設開設のため所有者の同意がなくても土地や建物の使用が可能。
- 医薬品や食品などの売り渡し要請、収用など

新型インフルエンザ等対策特別措置法(抜粋)

第四十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、**生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。**

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、**学校、社会福祉施設**(通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。)、**興行場**(興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条第一項に規定する興行場をいう。)**その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者**(次項において「施設管理者等」という。)**に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。**

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

4 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

本県の取り組みについて

<要請内容>

1 外出自粛（法45条第1項）

⇒生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅・居所から外出しないことを要請する。4月17日（金）から。

2 学校休業

⇒国からの情報収集に努めつつ、休業の可能性を検討する。

総務部の対応

■ 県庁BCPの発動について **(期間：4/20～5/6)**

○ 出勤者の削減

外出を自粛するとともに、執務室の職員密度を下げるため、各部局の状況に応じて出勤者のローテーションを組み、**県庁全体で出勤者を削減**し、テレワークなど在宅勤務に移行する。

○ 不要不急の業務の休止・延期

出勤者の削減に伴い、**不要不急の業務を休止又は延期**する。

○ 県内感染拡大に備えた更なるBCP（業務継続計画）の検討

今後の県内感染拡大に備えて、更なる出勤者の削減を前提とした業務の休止・縮小について各部局で検討する。

○ 職員の出張禁止など

県外への出張を禁止する。県境をまたいだ移動は通勤を除き、止めること。

福祉保健部の対応

〔医療機関、社会福祉施設における感染予防の徹底〕

院内(施設内)感染に一層留意の上、業務を継続するよう医療機関、社会福祉施設に周知、徹底を行う。

〔放課後等デイサービス〕

医療従事者等、通常どおり業務に従事される方がおられることから、市町村、特別支援学校と連携し、利用ニーズの増減を把握する。

〔休業期間の延長〕

鳥取看護専門学校、倉吉総合看護専門学校、歯科衛生専門学校については、今週末(4/17(金))まで休業中。

今回の政府の方針を踏まえ、休業期間を延長する。

教育委員会の対応

全国一斉の緊急事態宣言が出されたことを踏まえて、以下のとおり対応を行う。

■ 4月20日（月）までは通常どおり授業を実施

■ 県立学校の一斉休校についての検討

国からの情報や他県の動向を勘案して、17日（金）中に21日以降の対応について決定

※市町村教育委員会にも、県立学校と同様の対応を要請

子育て・人財局の対応

▶ 放課後児童クラブについて

- ・学校休業となった場合には、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者や、ひとり親などの仕事を休むことが困難な保護者に対する配慮を要請する。
- ・学校施設や教員の活用をするとともに、保護者が在宅している登録児童に対しては利用自粛を求めるなど、感染防止策を強化した上で引き続き開所する。
- ・児童又は職員に感染者が発生した場合には、当該施設について休所を要請する。

▶ 保育所について

- ・医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者や、ひとり親などの仕事を休むことが困難な保護者の子どもの保育を確保する。
- ・保護者が在宅し家庭での監護が可能な児童については登園自粛を要請するなど、感染防止策を強化した上で受け入れ規模を縮小して、引き続き開所する。
- ・児童又は職員に感染者が発生した場合には、当該園について休園を要請する。

▶ 鳥取砂丘こどもの国について

- ・4月17日(金)～5月6日(水)閉園する。

▶ 相談窓口について

- ・DV、児童虐待の相談窓口の周知と併せて、ひとりで悩まず相談することを呼び掛けた。
○緊急の場合は、ためらわず110番通報すること

生活環境部の対応

■ 衛生環境研究所の検査体制強化

○PCR検査の増加・長期化に対応するため、体制を強化

・検査担当職員 9名→18名(4/16～)

・PCR検査機器 2台→3台(4/21～)

⇒1日あたり検査可能件数 120検体→180検体

■ 生活必需品の動向調査等

○生活必需品の店頭の状態に注視し、状況に応じて注意喚起を実施

■ 衛生面に関する電話相談窓口の開設(4/15)

○宿泊施設、飲食店等を対象に、利用者や従業員が感染した場合の対処方法等に関する相談窓口を開設

県民の皆様へのメッセージ

- ◆人と人との接触機会を平常時より「極力8割」の削減を目指すために、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への通勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要なもの等を除き、夜の街を避けるなど不要不急の外出をしないようお願いします。
- ◆全国に「緊急事態宣言」が発動されたことに伴い、不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいで人が移動することは避けましょう。特に大型連休期間においては、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう強くお願いします。

○1メートル、できれば2メートルのソーシャルディスタンス(他者との距離)をとりましょう。

○手洗いまたは手指消毒、マスク着用を始めとした咳エチケットに加え、三つの「密」※を避け、慎重に行動をお願いします。 ※「密閉空間」「密集した場所」「密接した会話」

○風邪症状や発熱、味覚・嗅覚に違和感が出たら、外出は控え、まず、「発熱・帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

電話:0857-22-5625(鳥取市保健所)、0858-23-3135・0858-23-3136(倉吉保健所)、0859-31-0029(米子保健所)

○医療機関を受診したいと思ったとき、事前に電話して指示に従うようにしましょう。